

景観づくり団体の募集

景観づくり団体とは？

地域における良好な景観づくりに積極的に取り組む、概ね5人以上で構成する団体のことです。

景観まちづくりを推進していくためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

市では、景観づくり団体を募集・認定し、身近な景観づくりや、地域に限定されない幅広い活動を推進していただけるよう、活動を支援します。



景観づくり団体になるためには？

○認定を受けるためには、以下の要件があります。

- (1) 団体の活動が、景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められるものであること。
- (2) 団体の活動が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。
- (3) 団体の活動が、営利、政治又は宗教に係る活動でないこと。

【ゾーン別景観づくりの方針】

地域の現状や景観特性などを踏まえ、市内を3つのゾーンに分けて設定し、景観づくりを実現していくための方針を定めています。

○水と緑を活かすゾーン

身近な自然環境として重要な黒目川、新河岸川を主体として、周辺の斜面林や農地などの緑地が織りなす、水と緑の景観を保全する

○安全で快適な住まいゾーン

多くの市民が暮らす住宅地において、安全で快適な質の高い住環境を形成するため、美しいまちなみを形成する

○商業にぎわいゾーン

鉄道駅の周辺や主要幹線道路沿道において、魅力ある商業地域を形成するため、にぎわいの景観を創出する

認定されるとどのようなことがあるの？

- 活動内容により、市から技術的・財政的な支援を受けることができます。
- 団体間の情報の共有や連携・協力により幅広い景観まちづくり活動を行うことができます。
- 活動内容・写真などを市のホームページで紹介します。
- 市から景観づくりに関する情報提供を受けることができます。



©朝霞市ぼぼたん

主な活動は？

○まちの魅力を高めたり、にぎわいの創出等につながる景観づくり活動

※緑地保全、環境保護を主たる目的とするものではありません。

- 例)
- ・ベンチやウッドデッキの設置によるおもてなしや快適な憩いの空間の演出
 - ・景観づくりイベントの開催による地域活性化
 - ・オープンガーデンマップ作成
 - ・景観づくりのワークショップ等の啓発活動
 - ・視点場及び視対象周辺の清掃活動
 - ・沿道での花植え活動によるやすらぎの演出
 - ・景観資源の発掘 など

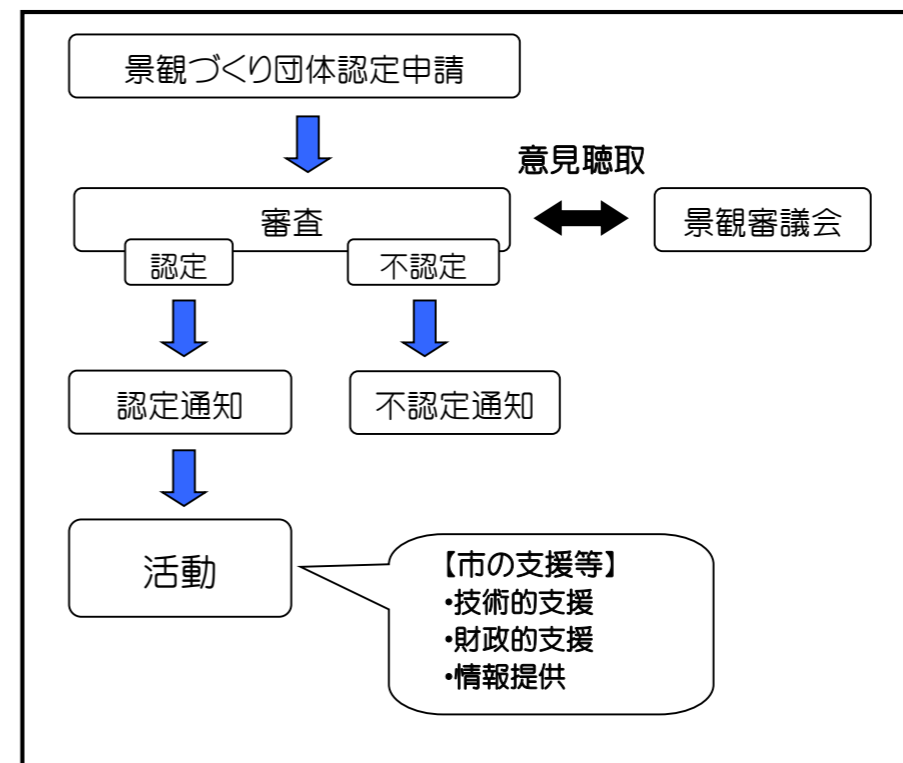


認定手続きは？

○景観づくり団体認定(変更)申請書に、次の書類を添付して、まちづくり推進課に郵送または持参してください。

- (1) 団体規約
- (2) 活動区域を示す図面又は活動の範囲
- (3) 構成員及び役員の名簿

○手続きの流れ



みんなの応募を待ってます♪

